

説明資料

〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕

令和2年11月13日（金）

財務省

目 次

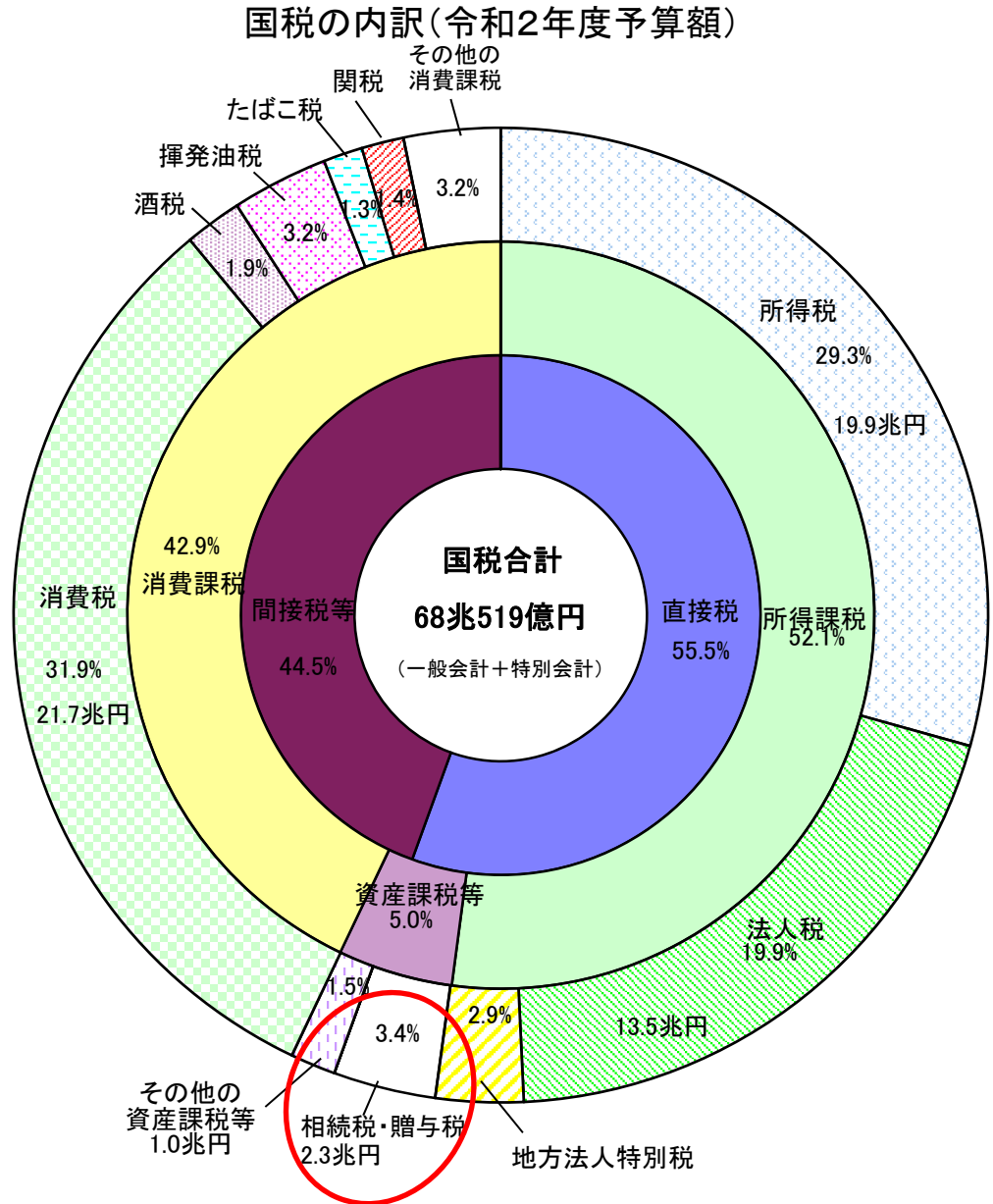
1. 相続税・贈与税の概要	3
2. 相続税・贈与税の現状と課題	
①経済社会の構造変化	14
②制度的論点	23
③贈与税の非課税措置	37
参考資料	44

1. 相続税・贈与税の概要

国税の税目及び税収の内訳

所得課税	所得税★ 法人税★ 地方法人税★ 地方法人特別税★ 復興特別所得税★
資産課税等	相続税・贈与税★ 登録免許税 印紙税
消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税

(注) ★印は直接税、無印は間接税等



相続税・贈与税の課税根拠・意義について

わが国税制の現状と課題 —21世紀に向けた国民の参加と選択— (抄) (平成12年7月 政府税制調査会)

四 資産課税等

2. 相続税

(1) 相続税の意義

(前略)

基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。

(中略)

なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、生前贈与による相続課税の回避を防止するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するという位置付けもあります。

(後略)

相続税の概要

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税。

1 計算方法

- 相続財産の合計額から債務・基礎控除額を控除した残額を法定相続分で按分した金額について、累進税率を適用して相続税の総額を計算。
 - ・ 基礎控除：3,000万円＋600万円×法定相続人数
 - ・ 税率：10%から55%までの累進税率（8段階）

2. 課税状況 （平成29年分・30年分）

区分 年分	死亡者数・課税件数等				課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	課税件数 割合 (b)／(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金額	負担割合 (d)／(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
29	1,340,567	111,728	8.3	2.81	155,999	13,962.4	20,141	1,802.7	12.9
30	1,362,470	116,341	8.5	2.77	162,640	13,979.6	21,104	1,814.0	13.0

（注1）“死亡者数(a)”は「人口動態統計」（厚生労働省）により、その他は「国税庁統計年報書」による。

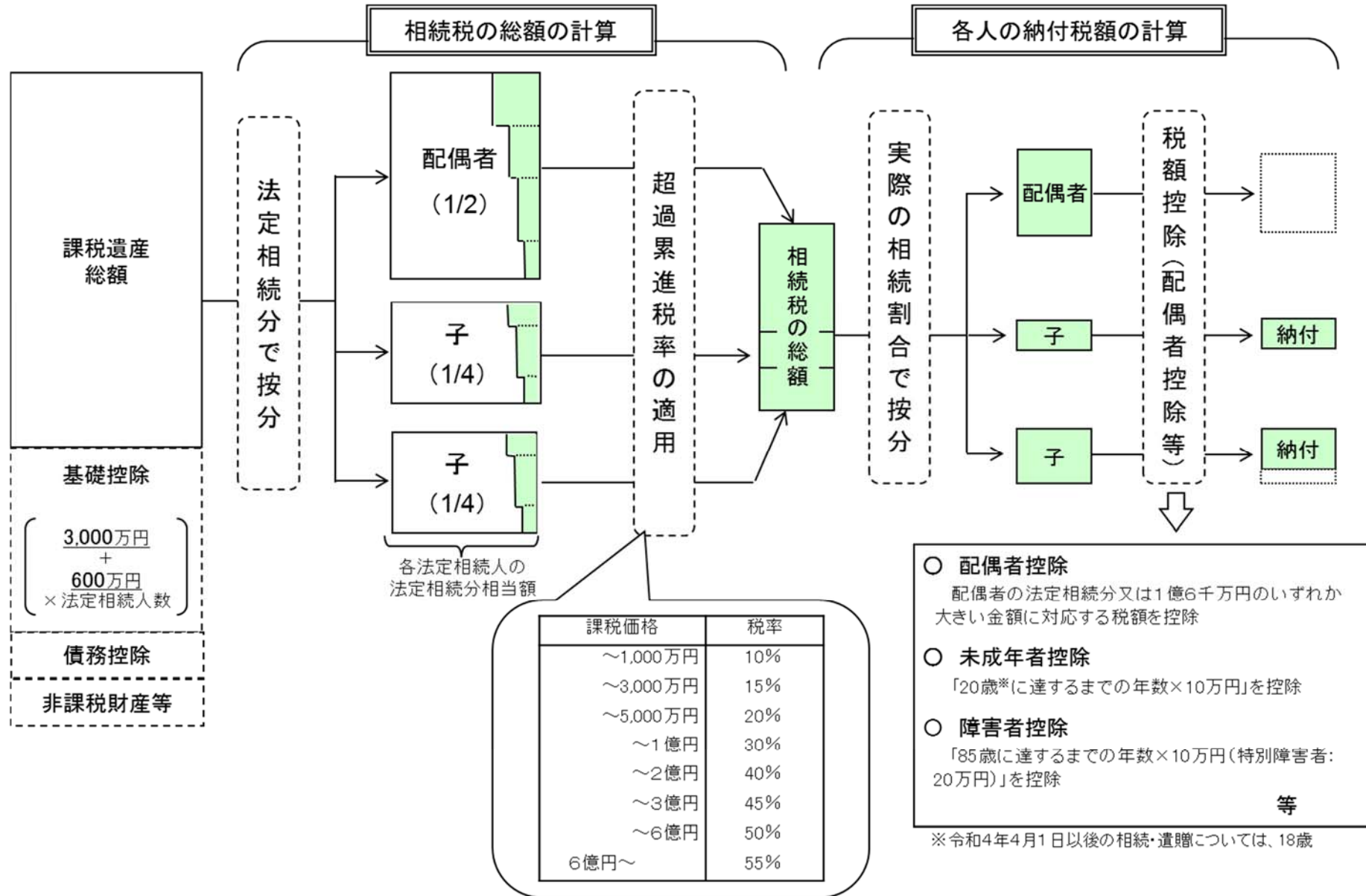
（注2）“被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である（修正申告を含まない）。

（注3）“課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。

（注4）“課税価格(c)”及び“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

相続税の仕組み

○ 我が国では、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、それを各人の取得財産額に応じ按分して税額を計算する方式(法定相続分課税方式)が採られている。



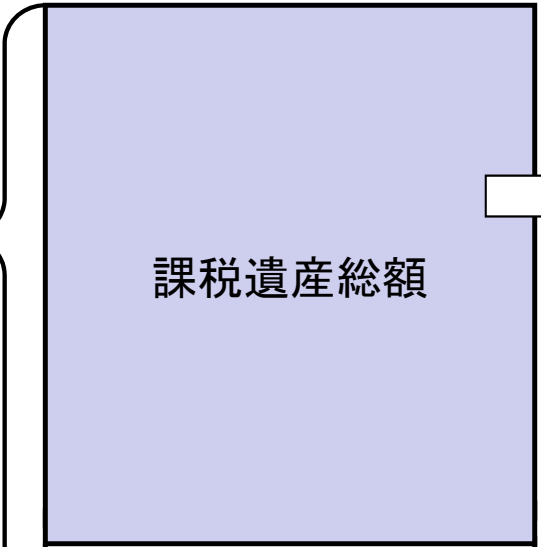
相続税が課税される財産等

相続財産(H30年)
 17.3兆円

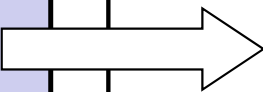
〔相続財産の内訳〕

- 土地 : 6.1兆円(35.1%)
- 有価証券 : 2.7兆円(16.0%)
- 現金預金 : 5.6兆円(32.3%)
- その他 : 2.9兆円(16.6%)
(家屋・構築物、生命保険等)

合計 : 17.3兆円

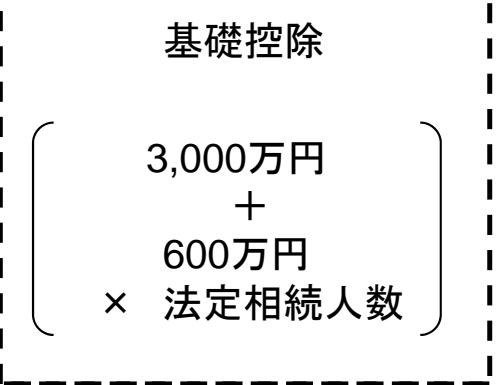


課税遺産総額



**相続税額の計算
の基礎となる金額**

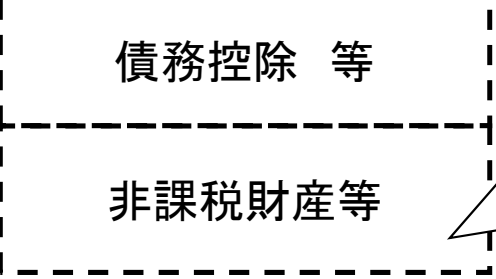
相続税の課税価格



基礎控除

$$\left(\begin{array}{c} 3,000\text{万円} \\ + \\ 600\text{万円} \\ \times \text{法定相続人数} \end{array} \right)$$

債務控除 等



非課税財産等

- 非課税財産

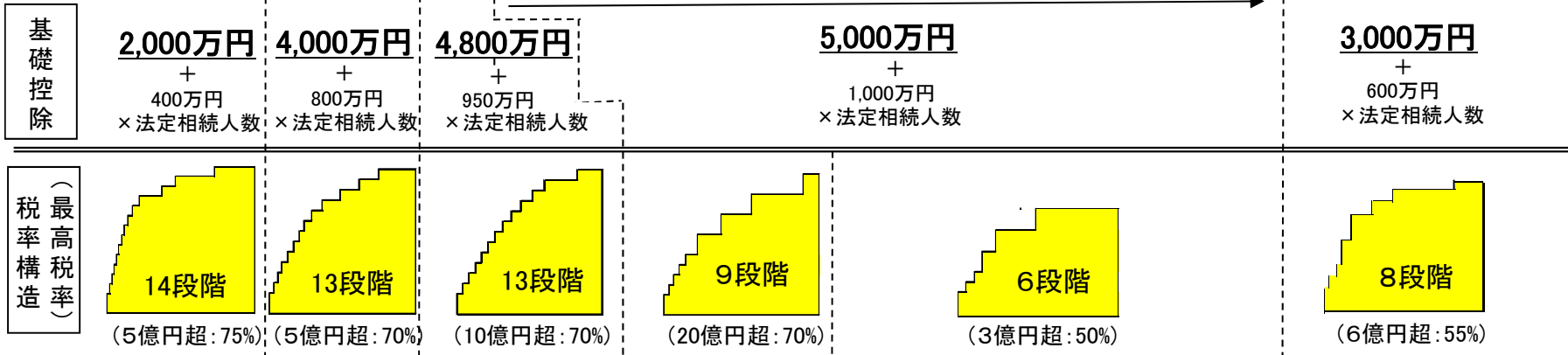
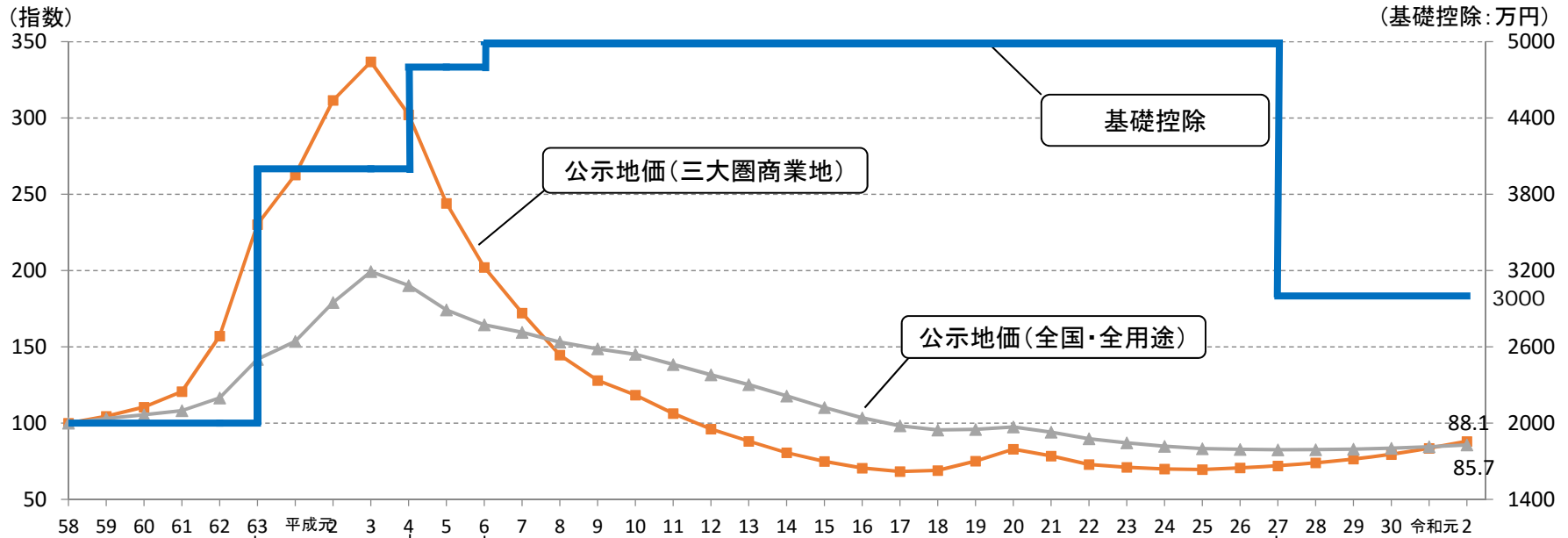
 - 墓所、霊びょう等
 - 死亡保険金・死亡退職金のうち一定の金額
(500万円×法定相続人数)
 - 相続人が、申告期限までに国や公益法人
等に贈与(寄附)した相続財産 等

課税価格の減額特例

 - 小規模宅地等の課税の特例
 - ・ 事業用宅地(400㎡まで80%減額等)
 - ・ 居住用宅地(330㎡まで80%減額) 等

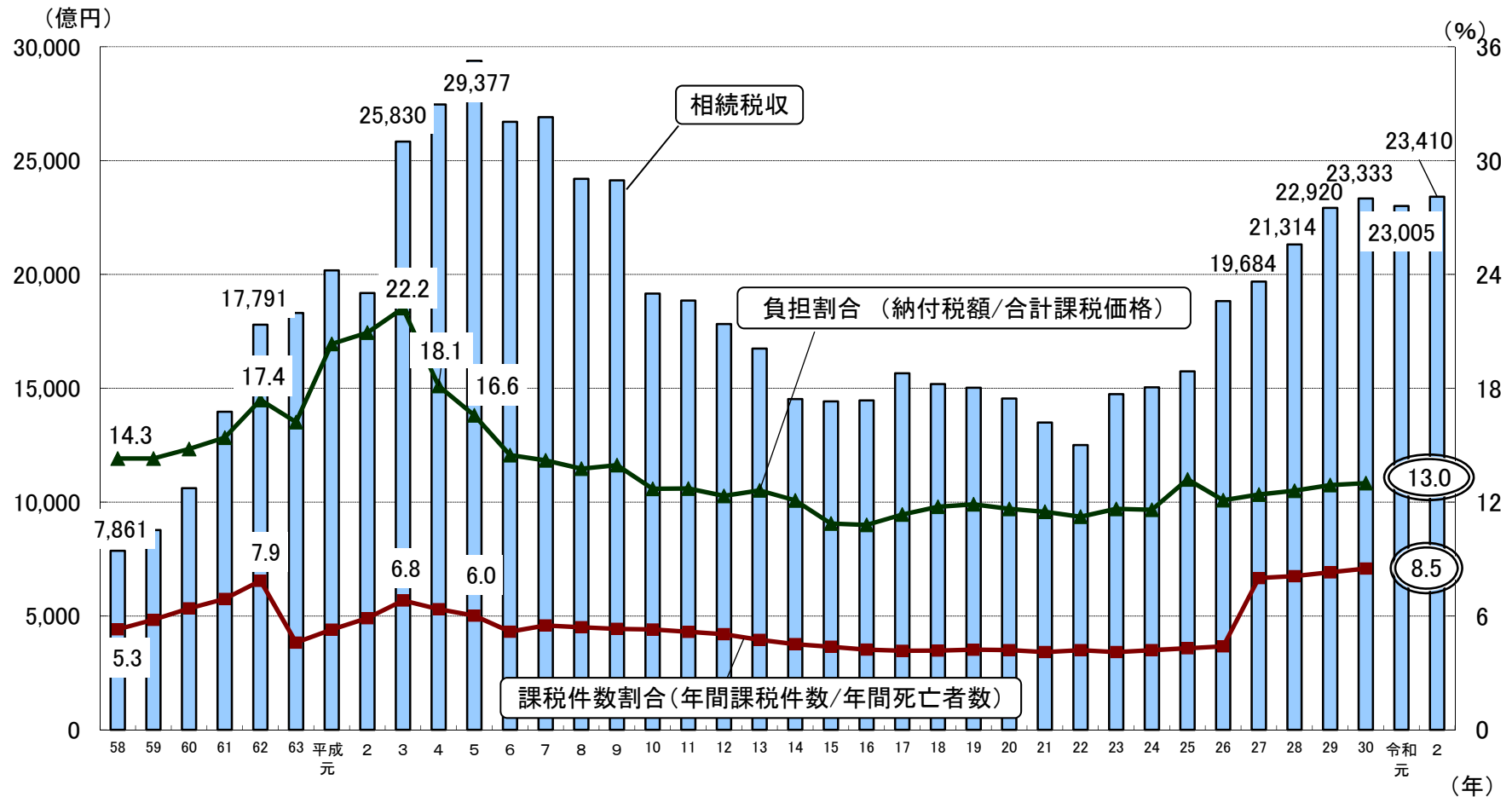
地価公示価格指数の推移と相続税の改正

- バブル期の地価高騰に伴う負担調整のため、累次にわたり基礎控除の引上げ及び最高税率の引下げを実施
- 平成25年度税制改正において、相続税の再分配機能の回復、格差の固定化の防止等の観点から、基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げを実施(平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用)



相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移

- バブル期以後は、相続税の課税件数割合、負担割合及び税収とも減少傾向。
- 平成27年以降は、基礎控除の引下げの結果、課税件数割合は100人中8.5人(足元)に増加。

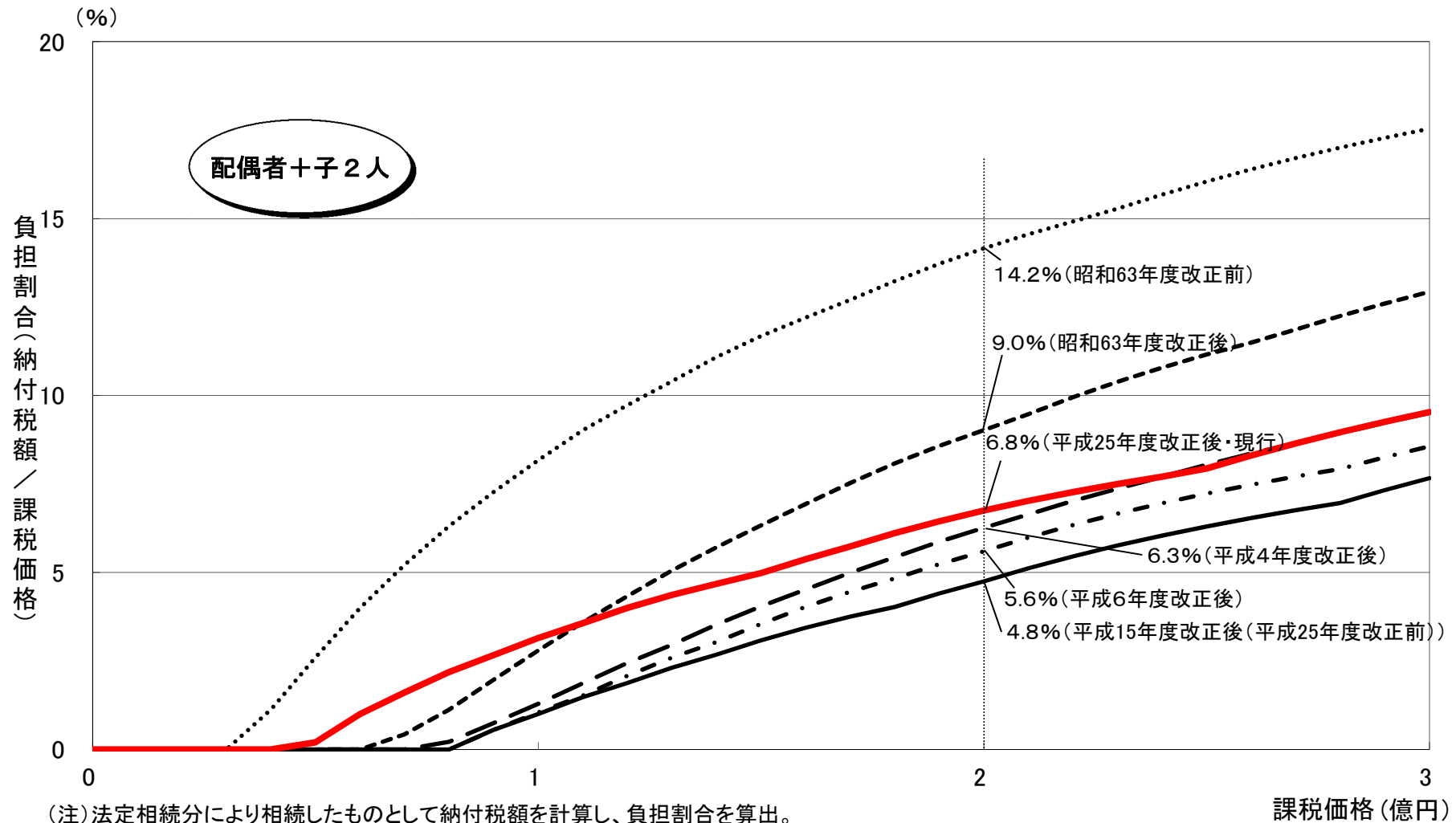


(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(令和元年度以前は決算額、令和2年度は予算額)。

(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。

相続税の負担割合の推移

- バブル期以降の基礎控除の引上げ及び最高税率の引下げにより、負担割合は減少傾向。
 - 平成27年1月以降の基礎控除の引下げ、最高税率の引上げ等により、負担割合は増加。
- ⇒ 課税価格2億円の場合、負担割合は4.8%⇒6.8%に。



贈与税の概要

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

1. 計算方法

(1) 暦年課税

○ 1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除を控除した残額について、累進税率を適用し税額を計算。

- ・ 基礎控除：110万円
- ・ 税率：10%～55%の累進税率（8段階）

税率	課税価格	
	直系卑属（20歳*以上）	一般
10%	～200万円	～200万円
15%	～400万円	～300万円
20%	～600万円	～400万円
30%	～1,000万円	～600万円
40%	～1,500万円	～1,000万円
45%	～3,000万円	～1,500万円
50%	～4,500万円	～3,000万円
55%	4,500万円～	3,000万円～

2. 課税状況 （平成30年分）

(1) 暦年課税

申告件数 37.4万件
 贈与財産額 1.5兆円
 納付税額 2,540億円

(2) 相続時精算課税

○ 贈与時の税負担を軽減し、相続時に相続税で精算するもの。

○ 贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除を控除した残額について、20%の税率を乗じて税額を計算。

○ 贈与者が死亡した場合は、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算。

- ・ 特別控除：累積で2,500万円（贈与者ごと）
- ・ 税率：一律20%
- ・ 適用要件：贈与者：60歳以上
 受贈者：20歳*以上の推定相続人及び孫

(2) 相続時精算課税

申告件数 4.3万件
 贈与財産額 0.55兆円
 納付税額 275億円

※令和4年4月1日以後の贈与については、18歳

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(抄)

令和元年9月26日
政府税制調査会

第二 令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

①資産再分配機能の適切な確保等

相続税については、バブル期の地価の上昇等に対応して、負担軽減の観点から基礎控除の引上げや税率構造の緩和等が行われてきた。その後、地価の下落に伴った見直しが行われず資産再分配機能が低下していたが、その回復を図る観点から、平成25年度税制改正において、相続税の基礎控除の引下げや税率構造の見直しが行われた。

今後、死亡者数の増加により相続発生件数の増加が見込まれる中、出生率低下に伴う相続人数の減少傾向が、相続人一人ひとりが被相続人から引き継ぐ財産を増加させる要因となり得る。高齢世代内における資産蓄積の偏在が、相続を機会に次世代に引き継がれる可能性も増している。こうしたことから、資産課税の有する再分配機能は引き続き重要である。平成25年度税制改正の見直しによる効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、そのあり方を不断に検討していく必要がある。

なお、社会保障制度を通じた「老後扶養の社会化」が進展してきていることを踏まえれば、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点からも、資産課税は重要な役割を果たすものである。

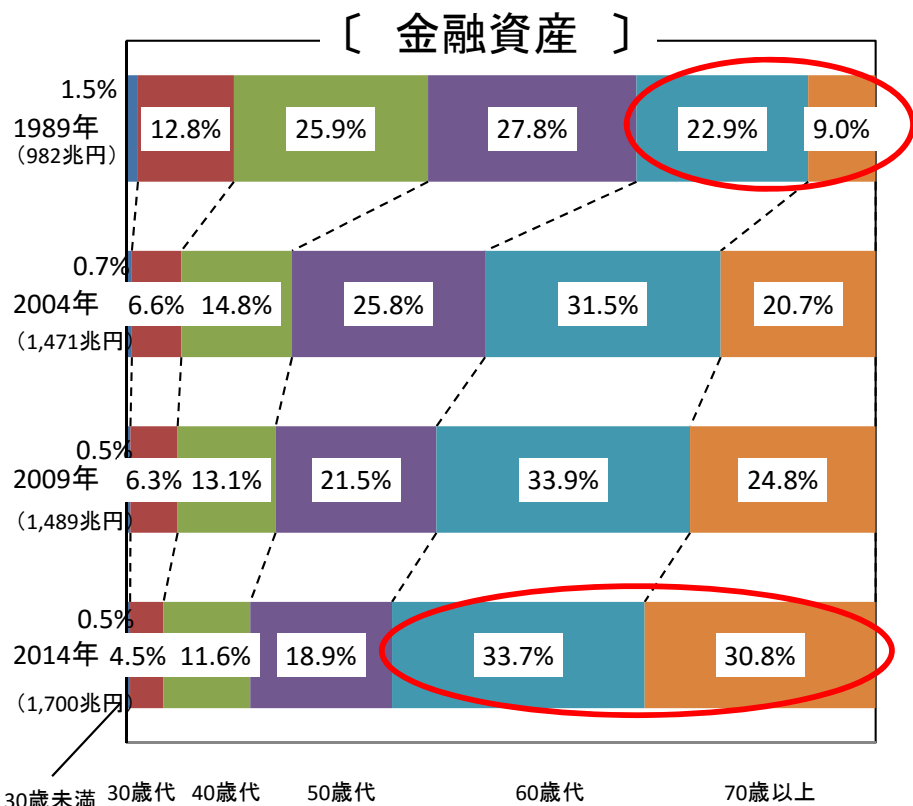
2. 相続税・贈与税の現状と課題

① 経済社会の構造変化

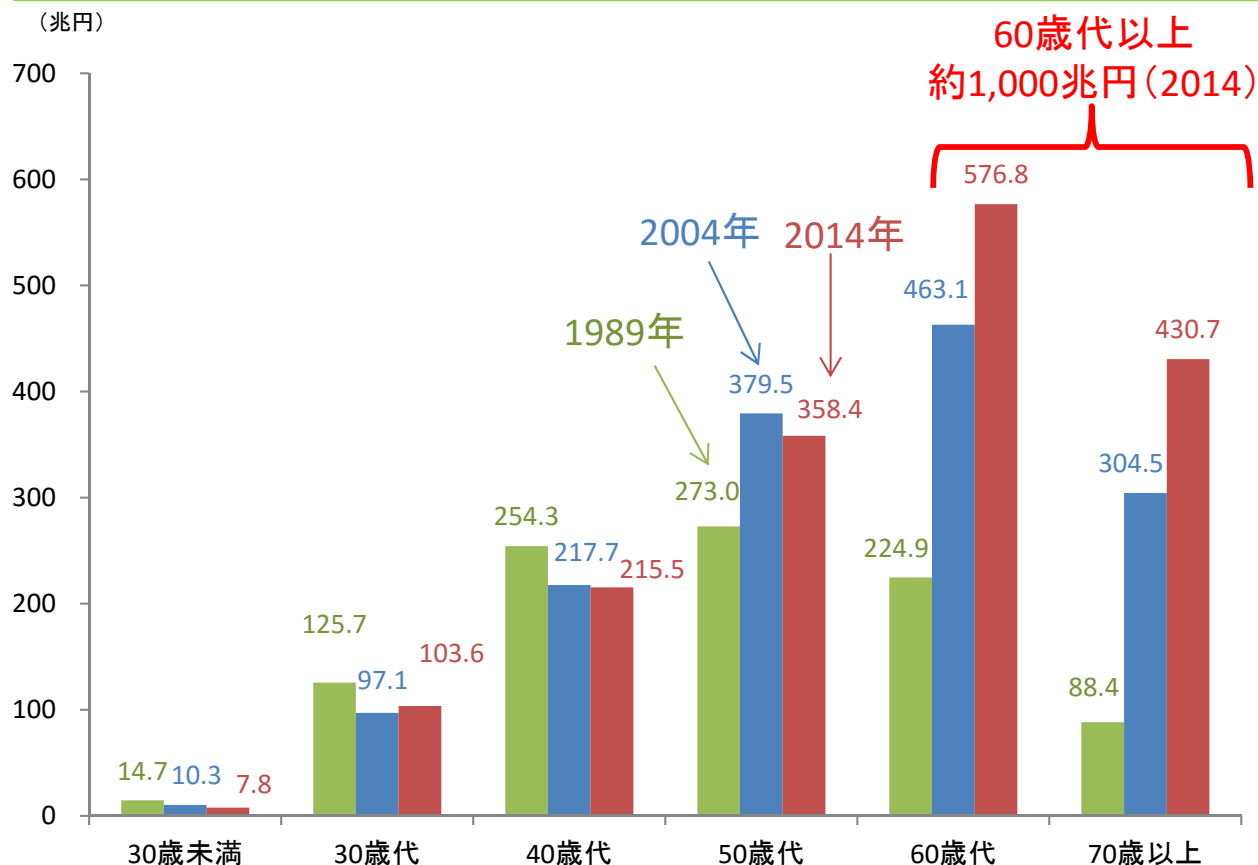
年代別 金融資産保有残高について

- 年代別の金融資産残高をみると、この25年間で60歳以上の保有割合はほぼ倍増。
- 足元では、個人金融資産約1,700兆円のうち、60歳以上が約6割(約1,000兆円)の資産を保有。

年代別金融資産残高の分布の推移



年代別金融資産保有総額(兆円)

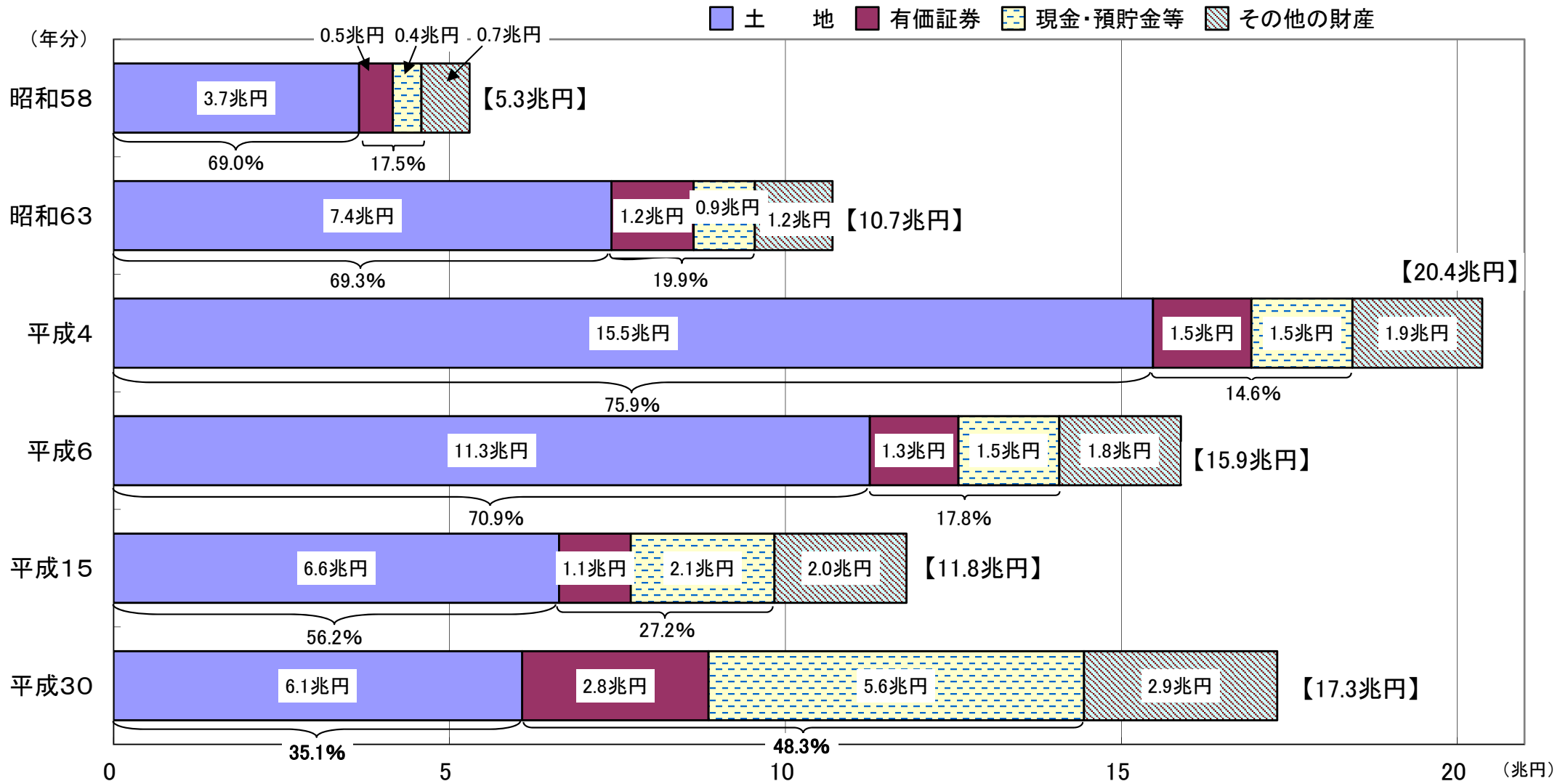


(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)、日本銀行「資金循環統計」により作成
 (注)「金融資産」は貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

(出所)日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」より推計

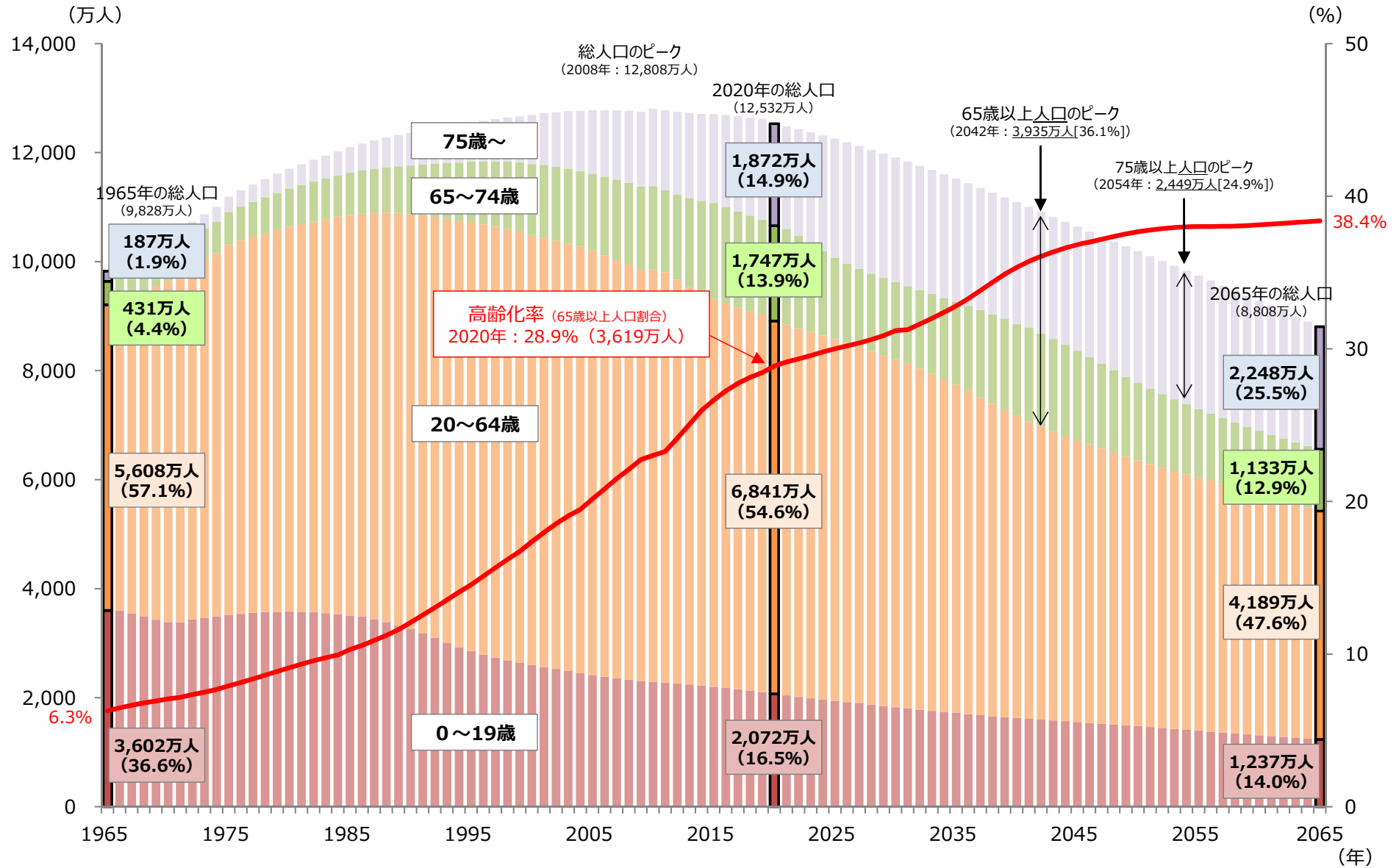
相続財産種類別の財産価額の推移

- 平成初期までは、地価高騰を背景に、相続財産に占める土地の割合が高かったが、次第にウェイトが低下。
- これに対し、有価証券及び現金・預貯金等は、平成30年で8.4兆円と大きく増加してきており、相続財産に占める割合も48.3%に増加。



(資料) 「国税庁統計年報書」による。

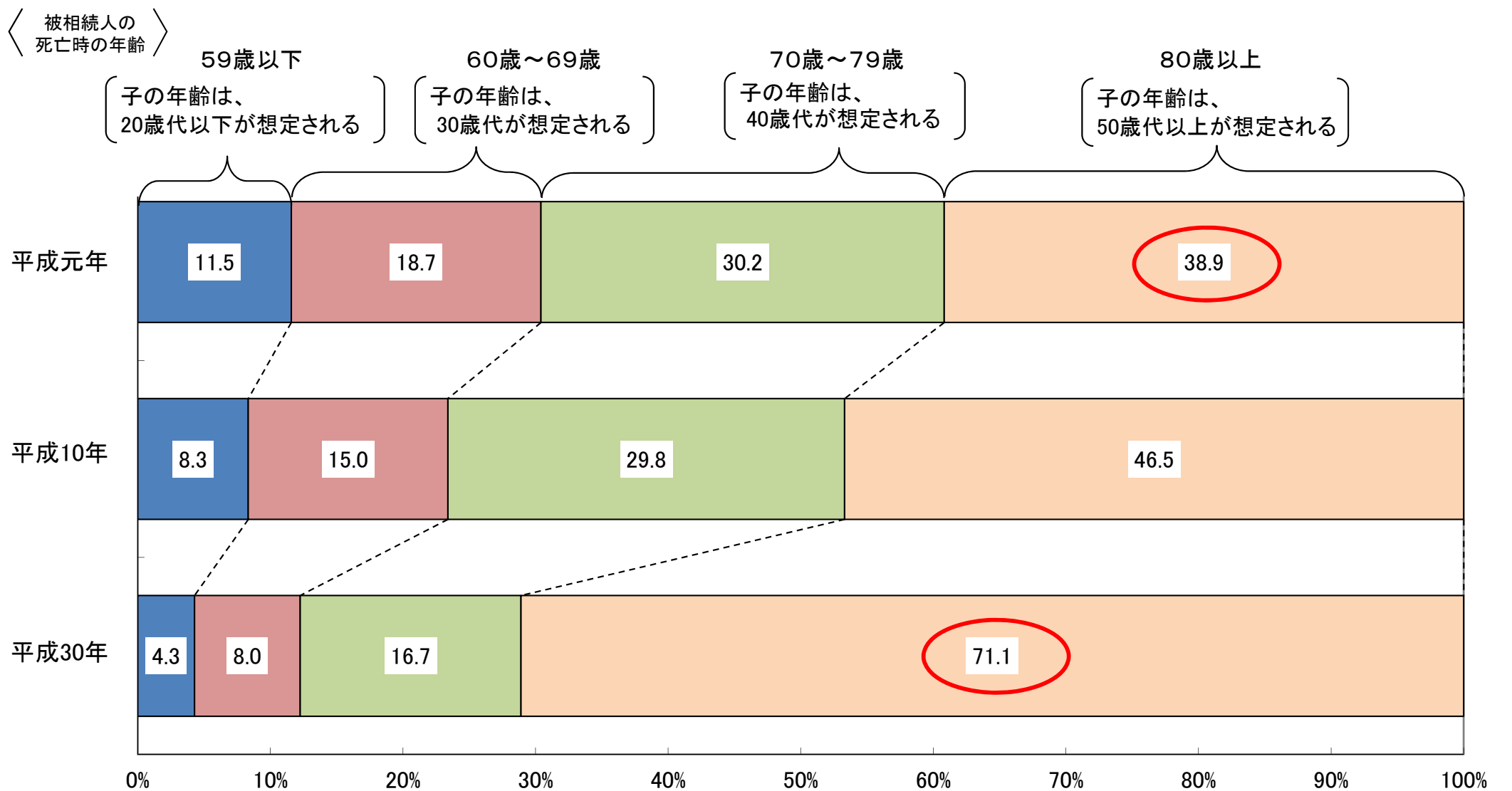
少子高齢化の進行



(出典) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）
 (注) カッコ書きの計数は構成比

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

○ 被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況



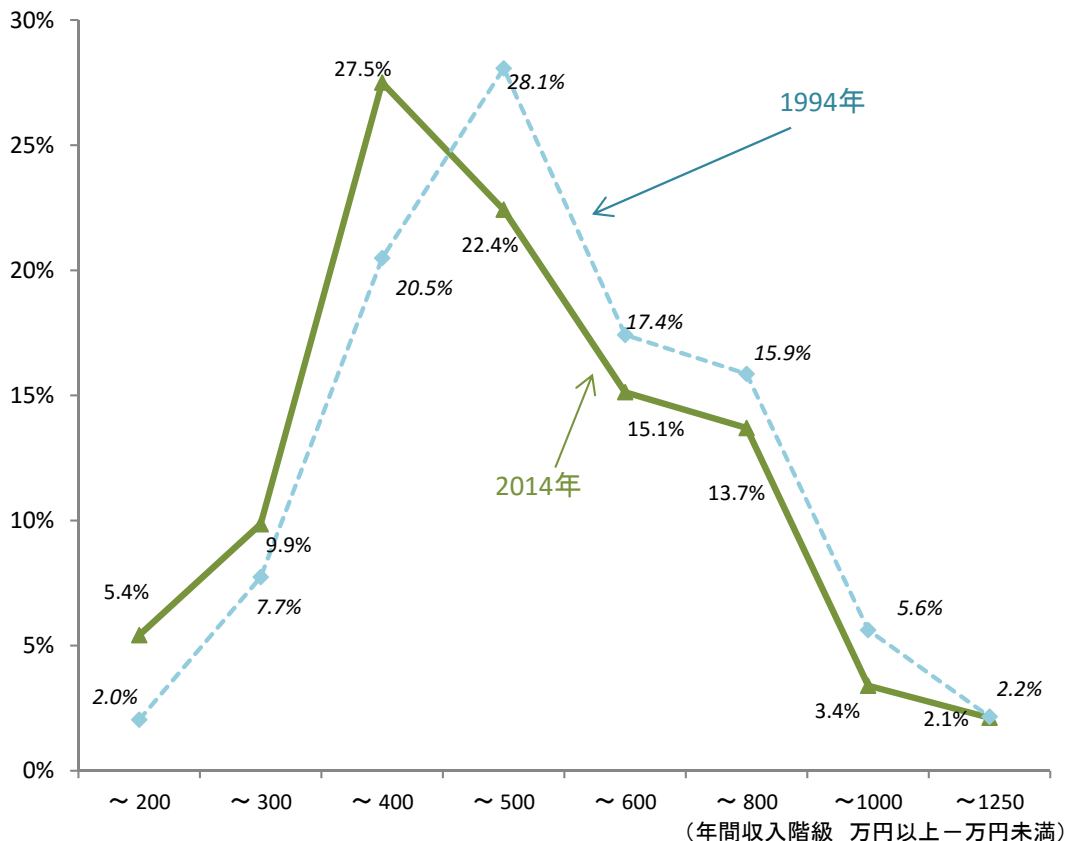
(注) 主税局調べ。

世代別の収入分布の変化(二人以上の世帯)(1994年→2014年)

○ 1994年から2014年までの間に、30歳未満の若年世代を中心に現役世代の世帯収入は低下。

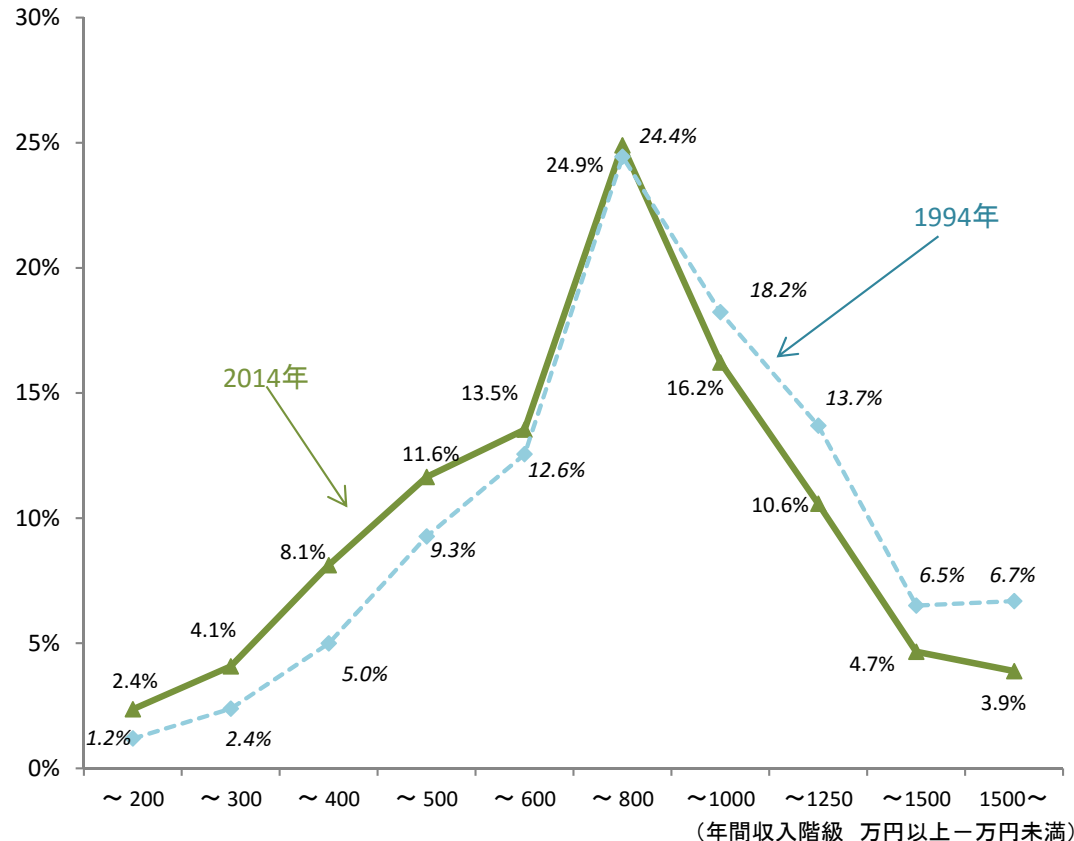
30歳未満

(世帯数分布)



30~59歳

(世帯数分布)



(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上世帯)